

【中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の評定について】

従来、「長崎県建設工事成績評定要領」に基づき、完成検査時及び年度末既済部分検査時において施工状況の確認及び評価を実施してきたが、さらに中間検査においても工事施工の途中における施工状況の確認、評価を行うことにより、より厳正かつ的確な評定に資するため、工事成績評定を実施することとする。

また、既済部分検査においては、工事の既済部分を確認するとともに出来形、品質及び施行管理の状況等を検査し技術検査を兼ねているため、「既済部分検査」として工事成績評定を実施することとする。

なお、債務負担工事の年度末に実施する既済部分検査は、煩雑さを避けるため「年度末既済部分検査」として区分する。

●中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の工事成績評定の実施と評定結果について

中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の工事成績評定（以下、債務負担行為等の評定とする）は、完成検査後に実施する評定と同様に4名の評価者で実施する。

評定結果については、検査員の評定のみ債務負担行為等の評定として完成検査後の評定点に勘案する。（検査員持ち点は、「完成検査後の評定」を5割、「債務負担行為等の評定」を5割とする。なお、「債務負担行為等の評定」が複数回実施された場合は、その平均点とする。）

また、監督員、主任監督員、担当課長の債務負担行為等の評定結果は完成検査後に実施する評定の参考とする。

○検査員の評点

各評定者の持ち点は、

{監督員+主任監督員}：40点、担当課長：20点、検査員：40点 合計100点

うち、検査員の持ち点は、下記により決定する。

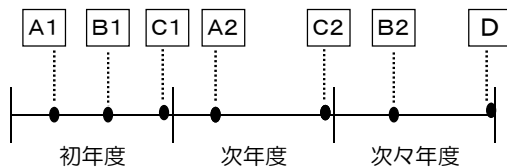
（監督員、主任監督員、担当課長は、完成検査後の評定で決定）

{①完成検査時；最大40点 ×1/2 + ②債務負担行為等；最大40点 ×1/2 }点

- ・債務負担行為等の工事成績評定が1回実施された場合
その評定点が②の評点（下線部）となる
- ・債務負担行為等の工事成績評定が2回以上実施された場合
複数回実施された評定点の平均値が②の評点（下線部）となる

<例> 3年債務負担行為工事の場合の検査員の評点

中間検査時の評点；A ……2回実施
既済部分検査時の評点；B ……2回実施
年度末既済部分検査時の評点；C ……2回実施
完成検査時の評点；D



①完成検査時 (D点×0.4) ×1/2 + ②債務負担行為等 { (A1+A2+B1+B2+C1+C2) / 6 点×0.4 } ×1/2

○法令遵守等による減点評価があった場合は、措置点数の最大値を「完成検査後の評定」から差し引く。